

## コラム⑬ 外国につながるのある子どもへの支援

国は、「子供の貧困対策に関する大綱」における重点施策の一つとして、特に配慮を要する子供への支援（外国人児童生徒等への支援）を掲げています。

区では、18歳未満の外国人人口が増加傾向にあり、多様な言語や文化をバックグラウンドに持つ外国につながるのある子どもや保護者が地域の中で多く暮らしています。

まったく日本語が分からないという場合は、支援が必要であることに周りの人も気づきやすいですが、友だちや先生との日常会話は問題なくても、授業で使われている言葉や配付されたプリントの内容が理解できず、学校の授業についていけない、準備すべきことが分からないなどの子どもや保護者もいます。

また、小5保護者アンケートでは、外国につながるのある家庭では保護者が周囲に頼れる人が少なく、孤立する可能性が相対的に高いことが分かりました。

区では、そのような外国につながるのある子どもや保護者への支援を強化していきます。

例えば、外国人保護者が、子育てや教育について気軽に相談できるよう、子育て相談窓口においてタブレット端末による通訳を活用したり、必要に応じて通訳派遣を行うなど、地域と一体となって子育てを見守る体制をつくっています。また、区立小・中学校に通学する外国人児童・生徒に対しては、日本語特別指導を行うなど、児童・生徒がよりスムーズに学校生活に適應できるよう支援しています（76ページ参照）。

また、新たに、令和4年度から「外国につながるのある小学生のための学習支援教室」、「(仮称) 外国籍の児童及び保護者のための学校デビュー応援プログラム」、「(仮称) 地域の子どもと保護者向け国際交流イベント」を実施します。

区は、引き続き、誰一人取り残さないという考えのもと、「国際都市おおた」の強みを生かした施策の推進により、外国につながるのある子どもや家庭への支援に取り組んでいきます。



こども学習支援ボランティア養成講座  
の受講生が先生役となる学習支援



外国籍保護者向けの日本語講座  
「学校プリントを読もう」